

昭和二十五年二月十三日(月曜日)午後一時三十七分開會

○電波法案(内閣送付)

○放送法案(内閣送付)

○電波監理委員会設置法案(内閣送付)
○連合委員会開会の件

○委員長（松野喜内君） それではこれ

より電氣通信委員會を開会いたしました。最初にお諮りいたしますが、本日は會議に付する事件は電波法案予備審査、放送法案予備審査、電波監理委員會設置法案の予備審査、これを主といたしまして、先ず議したいのであります。が、どんなふうに議したいのでしやうか。委員長はこの前の總括的の質問、あれを継続的にして質疑応答したらいいかと思ひますが、これに対する御意見を伺いたい。

○小林勝馬君　まだ総括的の質問も、私共も可なりあるのですけれども、大分長くなる關係もありますから、千葉委員の総括質問が少し残っているそうですから、それを済まして貰つて、あとは総括質問とするよりも、もう逐條審議に入つて説明した方が、この委員會を早く切上げることが出来るのじやないかと思ひまするので、そういうふうな運び方をして貰ひたいと思つてあります。本日はその前に電気通信大臣にも少し質問がありますので、折角大臣も御出席願つておりますから、その分を先にやらして頂きたいと、こういうふうに考えます。

ように運んで頂きたいと思ひ、まゝ

○委員長（松野喜内君） それでは

成もありますので、小林委員の提案の
ように進行をいたすことにいたしま

す。それでは前に残つておる一般質問

を先ず伺ふことにいたしました。よろしく。
○小林勝馬君 今私が申上げたのは、前の一般質問でなくて、それ以前に電気通信省に対する質疑がありますから、大臣も御出席でございますし、お忙しいでしょうから、それを先にやつて頂きたいというわけです。

○委員長(松野喜内君) それでは今の
を取消しまして、大臣も見えておりま
すから、電気通信大臣に御質問したい
ということでございますから、それを

許可いたします。

○小林勝馬君 先日数日前の新聞に発表されたところによりますと、「呆れはてた役所」という見出しの下に、警視庁その他の電話料未拂いが六億というふうに発表されております。現在我々民間は、例えば一ヶ月乃至は二ヶ月くらいの延滞によつても通話停止をされておる実情であるのであります。この発表されたのが本当かどうかは分らないのでございますけれども、通産省のごときは四月の年度初めから一銭も拂つておらないというようなふうに相成つております。尚又警視庁その他相當の金額が挙げられております。電気

通信省は一般民間に影響を與える、こ
ういう官庁であるから遠慮しておるん
だというふうなふうに書かれてもおる
ようでございますけれども、どうい
うふうな予算のいきさつから、こ
ういふに相成つておりますか、そ
ういふ点が電気通信省として現在までとられ
た措置その他を詳細に一つ承わ
りたい。特に警視庁のごときは、
警視庁が特に怖くてとらないのか、
警視庁が特にそういうふうな関係が、
民間に影響があるとお考えになつて
遠慮されておるのか、そういう点も
一つ御説明願ひたいと思ふのであ
ります。

○國務大臣(小澤佐重)

の各官庁の未納の問題は、つい一ヶ月ばかり前に電気通信省の省議で問題になったのであります。実は私は官庁の方でそういう滞納になっておるといふことは知らなかつたのでありますが、その省議で報告になつて初めて分つた

ような次第で、これがどういふわけで從來をうした遠慮がちであつたかということを聞きますと、要するに官庁は国民全般のいゝゆる公けの利用をする官庁であるから、一般民間のようにぶつぶつと切つてしまふということは、官庁が迷惑だけでなく、一般国民大衆がこれによつて蒙むる被害が甚大であらうという点から、つい遠慮して来たのであるけれども、併し今お話のような膨大な金額が未納になるといふことは、このまま黙視ができませんので、先ず会計課長に嚴重に督促をして、若し督促をしても納めることができない

つたならば、一応閣議にかけて、この問題を報告して、それで一定の期間応じなければ、普通の電話と同じようにぶつ／＼切るといふ方針で、私としては決心を決めております。併しその後どういふような程度に事務的に進んでおりますか、それも不可能であつたという場合に私が処置をとることになつておりますけれども、その後の報告は受けておりませんから、それらの金額、或いは従来の長い経過、或いはその後の経過等については関係の政府委員をして説明させます。

○政府委員(山下知二郎君) 二月八日

の読売新聞に発表されました。今の御指摘の電話料支拂ひの延滞の件は、これは新聞の発表それ自身がちよつと間違つておりまして、桁が一つ狂つてゐるのでございます。六億円の滞納というところが新聞には書いてございまして、事實は現在の官庁の滞納は併せますと六千万円程度のもののでございます。こういうことにつきましては、私共企業経営上非常に重大なことでございますから、それ〴〵督促は十分に今まで續けて来ておりますが、各官庁やはりいろ／＼な事情がありまして、延びたものもございまして、それで只今大臣のお話のように、我々の方でも一段と督促する意味におきまして、次官會議にも提議して頂きまして、各省ともそういうものに対してはできるだけ善処するといふ約束に相成つております。尙只今御指摘の通産省の京橋のことが新聞に出ておりますが、これはそ

の後全部回収に相成つております。それで新聞は書き過ぎてございましたたので新聞は書き過ぎてございまして、或る程度、これが反面から申しますと、或る程度の各官庁に対する注意の喚起に相成つたことだけは、その面の効果だけはあつたかと思うのであります。それで今後共にこういう滞納のないように十分に督促してやつて行く考えであります。尙この機会に当委員会が質疑のありました市内電報の件は、事実ああいうような点もございますから、これを取消します。

○小林勝馬君 只今の、大臣から今後はこういうことのないように、ぶつぶつ切つてでも処理して行くという力強いお言葉がありましたけれども、実際その中でもう一つ申されたことは、官庁は非常に民間に關係があるから遠慮しておつたのだというようなお話でございますが、これは私に言わせますと、例えば病院その他こそ民間に非常に連絡があり、国民自体も困るのに、そういうところでこういうことがあればぶつ／＼切つておいでになつて、そうして官庁だけ特殊關係を持つておられるということは非常に不合理じゃないか、かように考えますので、今後は官庁も一般民間並に取扱つて貰いたい。そうしなければ、むしろ民間の方が官庁と同じに取扱つて貰いたいというふうに逆に相成るのじゃないか、かように考えます。金額は六億が六千万円であるという御説明でございますが、いずれにいたしましても、電気通信省の予算の上から見ましても、いろ

いろいろな点に支障があるのじやないか、
こういうふうな金利その他の関係も、
民間であるならば直ぐびんと来るよう
な問題じやないかと、かように考えま
す。それで事務当局にお願ひして置き
ますが、今月の末日におきまして、実
際とだけ官庁関係の滞納がどれくら
いに相成りますか、その実情を表にし
ても一つ出して頂きたい。これは委
員会としては是非お願ひをしたいと思
います。以上でございます。

○千葉信君 大臣に御質問申し上げま
す。大臣もすでにお聞き及びだと思
いますが、去る八日の当委員会におき
まして、鈴木事務次官に關します質議
をいたしました、そのときの尾形政
務次官の答弁は、官僚の皆さん方の力
の強さをしるばせるような御答弁を頂
いただけでございまして、要領を得る
ことができませんでしたので、改めて
御質問する次第でございます。御承知
の通り、只今鈴木事務次官は九州地方
に出張中と承りました、又仄聞いた
しますと、東北その他全国に亘つて
御出張の計画があるように承りました
けれども、勿論仕事に熱心な事務次
官のことでありまして、余程万遍な
いお廻りの計画とは思いますが、それ
も、一体どの程度具体的にその計画が
立つておるか、この点について、
この御計画の内容を承りたいと思
うわけでございます。申上げるまでも
なく、今国会には天下の視聽を集めて
いる、今国会において最も重要な法案
であるところの電波法案等が電通省所
管で上程されておりますし、更に又
人事院の勧告をめぐつては、公務員諸
君の中でも郵政省に次いで最大人員を
有しておる電通省といたしましては、

これ又頗る緊要な問題である資金ベ
スの改訂の問題が焦眉の問題となつて
おりまして、この点につきましては公
務員諸君がゼネストの態勢にまで入り
つつあるという緊迫した状態にござい
まして、これは深く考えますと、電
通省として決して現在事務等を等閑視さ
れないような形になつておるのであり
まして、日本の独立が怪しくなるとい
うような問題についても、泰然自若と
して肩一つ動かさなかつた吉田首相で
さえも、このゼネスト態勢というこ
とについては、ゼネストにもうすでに
入つたかのように感ぜられて、あたふ
たと八日の朝駆けつけられたというよ
うな新聞記事も出ておるところでござ
いまして、少くともこういう重大な段
階にありまする場合に、この焦眉の急を
措いて全国の遊説、勿論遊説じやなく
事務上の出張とは思いますが、どうい
う案件があるために今に至つてから全
国の視察に出かけになられることに
なつたのであるか。最近まで同事務事
官は、こういうふうな熱心に全国をお
歩きになつたようなことは未だ曾て聞
いておらないところでございまして。特
に民主自由党としては、多数知事を本
年六月の参議院選挙に立候補させると
いう計画をお持ちのようでございますし
て、目的のためには手段を選ばずに、
地方自治の確立をさへ阻害するような
こういう方法をとつて、国民の望感を
買つておるときでもございまして、更
に又多数の官僚諸君が立候補しよう
としておるといふことを承つておりま
して、鈴木事務次官も又その立候補の
馬評にもう二、三ヶ月来上つておる人
でございます。殆んど既成事実とい
うふうに私共は承つておるのでござい

まするが、今従業員の待遇の問題を考
えて見ましても、賃金ベースをさて措
いても、できるだけ何らかの方法を以
て、本省としてはその待遇の是正を考
えなければならぬときに、恐らく何
百万という数に上るのではないと思
われるような経費を使つて、今更全国
を出張されるというようなことは、国
民が非常に感ぜの悪い思いを持つて今
度の出張の問題を考えておるといふこ
とが私共にとつては心配されるのでご
ざいまして、昨日承つたところにより
ますと、愛知銀行局長の立候補の問題
に關連いたしました、特に大蔵大臣か
らもうそろ／＼時期であるから、立候
補するとなれば、この際退官するの
が至当ではないか、こういう注意を興
えたとおることでございますが、大臣は
今私が申上げた今度の出張ということ
が、いろ／＼国民の疑惑を持たれる
点がありますので、そういう点につ
いて大臣はこの出張をお取消になるお
つもりはないかどうか。それから又立
候補が確定というようになつてしま
した場合に、大臣は現在のような状態
で放任して置かれるおつもりであるか。
このことにつきましては、もうすでに
参議院における小林前事務局長の立
候補の確定と同時に退官されたとい
うこともございまして、こういう
愛知銀行局長であるとか、或いは小林
前参議院事務局長のような態度こそが
最も望ましい態度でございまして、む
しろそれと逆の態度をおとりになるよ
うな場合があるとすれば、却つて現在
の地位を利用して選挙に有利な態勢を
作るうとしても、むしろ逆効果を招来
するといふようなことも考えられます
ので、この点も老練心から御注意申上

げて、これらの質問に対して大臣から
はつきりと御答弁をお願いいたして置
くわけでございます。
○國務大臣(小澤佐重喜君) 鈴木君に
先般仙台北通信局管内、最近になりま
して九州の方に行つて貰つておること
は事実であります。その目的は、大体新
らしい機構が、例えば県における部と
いふものは要らないとか、直接に管理
所と通信官の繋がりがいいのではない
かというような議論が下の方の第一線
の方に出ております。このことが果し
て適當であるかどうかということ調
査して貰うことが一つ。それからもう
一つは、小林君に質問されたと思つた
のですが、九州の方では電話局がで
きおつて、施設ができておつても全然
人を入れないう機械を休ませておると
いふような質問があつたので、そうい
う点が若しあるとすれば重大な問題で
ありますから、これを調べるものが一
つ。もう一つは、行政整理後における
定員の配置転換の問題、定員法に基
いて定員はできておりますけれども、或
る局は足りない、或る局は多いとい
う、これを円満な配置転換で均衡を保
とう、こう努力しておりますが、なか
なかな思うように進んでおりません。こ
れでは一方に対していわゆる労働強化
という問題も出れば、延いては事務の
凝滞というようなこともあり得るの
で、これをどう解決付けるかというこ
とが一つ。もう一つの狙ひは、私の考
え方としては、お互いに仕事をしてい
る間において、上の者が下の者に命令
するといふだけではなかつた、仕事の能
率が上らない。むしろ第一線をやつて
いる人々の上に対する不満を聞いて歩
くような方法が必要だ。私はまあでき

るだけ監督とか命令とかいう意味でな
くして、制度に対する不満、人間のや
り方に対する不満を直接現場で聞いて
来て、それを省議なら省議でその不満
をなくすようなうに図ることが望ま
しいという氣持を持つております。従
つてこうした四つ五つの目的に対し
て、私自身が全国をできるだけ歩きま
して、そしてその不満を聞いて本省
に帰つて来て、こういう点がいかんじ
やないか、こういう点はこう改善すべ
きじやないかというのを論じて、少
なくとも速かに不当な点は改善し、そ
れからいい人間は表彰し、又下の意見
を聞くといふようなことをすることが
必要であると考えて、現に私は暇さえ
あれば、遠くへは行けませんから、東
京の近くへとき／＼行つて、そして
不満を聞いて歩いております。私が第
五国会、小林君の質問は第六国会だ
と思つておりますが、この間に私も全部
廻つて、そういうことを補つて行きた
いと思つておりましたが、御承知の通
り国会が続いておりますので、この際
僕の代りに次官に行つて貰つて、今
四つ五つの目的を達して貰いたい。従
つて今のところでは九州ですから、帰
つて来て貰つたら北海道にも行つて貰
いたいと思つております。併しながら
お話のように、鈴木君に対しては参議
院に立候補するといふ噂もあり、私に
もその意向を洩らしてありますが、併
し決定すれば直ぐ辞めるべきでありま
すが、迷つておるときに、どうでしよ
うぐらいで君辞した方がよろうとは
言えませんが、私はその問題には触
れておりませんが、出張と参議院立候
補の問題は全然關係しておりません。
併しながら誤解を招く虞れがあるとい

うならば、それを誤解を招かぬように、できるだけ小範圍に止めるとか、或いは誤解をしないような、何らかの方法をとるといふことは否かではありませぬけれども、少なくとも今日の出張と参議院の選挙というものは全然関係ありませんが、併しお話のように鈴木君が立候補すると決まれば即日辞して頂きます。

○千葉信君 今度の御出張のいろ／＼な理由については私は了承いたしました。併しその理由があるからと言つて、今大臣もお話しになりましたように、本人からも立候補の意思が表明されているし、洩らされたというお言葉でございましたが、一応大臣もそのことは本人からもお聞きのようにございませぬ。而もそういう立候補の目的を持つておられる方が、特にこの場に臨んでから、只今大臣が述べられたような理由だけで、差迫つて出張されたというところについては私共はどうも納得できない。今大臣は御答弁の中で、立候補が今度の出張とは関係ないということをお話しされましたけれども、これは耳を掩つて鈴を盗むの類いのごさいます。勿論大臣としては関係があるという答弁はできないでございませぬ。併し国民は、大臣からそういう問題については区別がないのだという答弁を聞いても、決して腹の底から納得するといふことはできないといふことを、大臣がお分りの上で答弁されておることだろと思ひます。承りますと、大臣はお忙がしくて、なか／＼九州の方に行こうと思つておつたが、行く暇がなかつたといふことをお話しされたのでありますが、その大臣御自身でさへも、その暇のない大臣である

に拘わらず、東北にはとき／＼お出でになつておるうちに私は聞き及んでおります。勿論大臣は暇がないから九州には行けない。併し東北の方は行けるのだというお考えを持つておられるかも知れませぬけれども、大臣のような立派な方でさへも、ああいうようにしげしげと東北ばかりにお出でになるといふと、国民はやはりこれについては或る程度色目を持つて見ております。

而も今度の鈴木さんの場合には、明らかに立候補するといふことが殆んど決定しておるに拘わらず、大臣はこの問題には、出張と立候補の問題は関係ないといふことをお話しやるのは、私は聊か議會答弁のような形をとつておられたい。どうも私は腹の底から納得できないような御答弁であるように考えられます。そこで私は大臣に御忠告申し上げたいと思ひますが、決して大臣の御答弁だけでは国民は納得しないといふことをお考えになつて、どうしても今緊急に大臣の代りに誰かが地方に行つて、頭から命令するだけでは役に立たないので、お互いに腹を打ち割つて話をする必要がある。そういう目的を達成するためであれば、敢てこういう疑惑を持つて眺められるような鈴木事務次官でなくとも、他に、今も大臣の後ろに沢山有能な方々が並んでおられますので、そういう方々でも十分大臣のお考えになつておられるような目的は達することができると思ひます。それを大臣は敢て鈴木次官でなければならぬといふふうにお考えになつたところに、我々は納得できない理由があるのじやないかと思ひます。私自身もそういう疑惑をはつきり持つております。従ひまして、單にここでごさうい

答弁をしたから、これで済んだといふことではなくして、国民がこういう考え方を持つて、こういう疑惑を持つておるから、これに対しては大臣がはつきり国民の納得するように、今後の全国視察の計画はそろ／＼こゝらあたりで切つて、そうしてどうしても必要ならば他の人をやらせるという形に切換えて頂く方が、これは大臣としても、又実際に或いは立候補されるかも知れない場合の鈴木次官のためにもいい方法ではないかと考えております。

それからも一つは、勿論本人からはつきりした意思表示があつたならば、即刻退任して貰うように自分としては主張するつもりだといふお話でありませぬ。私はこれに全幅の信頼をいたします。どうぞその際にははつきりした処置をとつて頂きたい。而もそれと今答弁になつたような、表面上の形を整えるようなものではなく、少くとも或る程度立候補の問題であるとか、党所属の問題であるとか、こういう問題が決定されましたならば、速にお願ひしたい。このことがむしろ大臣にとつても、電気通信省の立場から言つても、又本人の立場から言つても私は有利な方法ではないかと、かように考えるわけでありませぬ。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 只今の鈴木君の問題はいいが、私が仙台に行つたことが何かいけないうな話でしたが、あなたも御承知の通り、日本の憲法は議院内閣制をとつております。国会議員が原則として大臣に就任するやうな憲法の精神であります。従つていわれる議院内閣制をとつておる現在の憲法の下であつては、暇がある限りは全國を廻つて国民諸君の声を聞くと同時に、我々の施策の批判を求めるといふことが我々の任務でありまして、むしろ私自身がもと外にあることを皆さんから奨励して頂くことが至当だと思ひます。勿論これは鈴木君の問題とは別であります。鈴木君の場合には千葉君の親切な意見も分りましたのでありますから、千葉君の意見を参酌しながら適當なる措置をとりたと思ひます。

○千葉信君 図らずも私が大臣のことについて申し上げたことが、大分大臣のお氣に障つたやうでありましたが、先程私が明らかに申しましたように、大臣の行かれたことを非難したのではないのでございませぬが、暇がなくて自分は全國を廻つていろ／＼と調査をしたけれども、それから又みんなと腹を打割つて話をしたいが、自分としては暇がなかつた。その点私は了承いたしております。但しそういうふうにお忙がしい大臣がしば／＼東北に行かれたことについては、大臣の立場としてはこれは無理もないことは私は分つております。分つておりますけれども、国民はそのこと自体に対しても非常に色目を以て見ておるといふことを申し上げたのですから、その点誤解のないやうにお願いいたします。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 私の旅行は認めたわけでしょう。

○委員長(松野重内君) 大臣に対する御質問は外にありませんか……。

○委員長(松野重内君) それでは先程申しましたやうに、この前の継続の一般的質問に移ります。

○千葉信君 先程委員長からお話がありましたやうに、電波法案、放送法案等につきまして、總括的に御質問をいたしたいと存じます。

私は第二国会に放送法案が提出されるに際しまして、委員長代理として、衆議院の土井直作通信委員長と同道いたしまして、GSのアルフレッド・ハーレル氏にお会いいたしましたときに、次のような要望を受けました。それはその直後に本院におきまして報告したことでございますが、即ち今次提案の運びとなつた放送法案の目的とするところは、放送の独占化を排除して、普くその事業の普遍化、民主化を図ると共に、その自由競争によつて科学の進歩、向上を促進するためのものであるから、その趣旨に立つて十分な討議を進められたいといふことでございしました。その後いろ／＼な派生的な問題や附随的な問題が發生いたしました。今日三つの法案という形に形を変えて提案せられました。放送法案に關する限りは、この原則は動かさないものであると私は考えておるわけでございます。そこでこの放送法案が、放送における企業独占の形を果して排除しておるかどうか、私は甚だ疑問を持たざるを得ない。先ず開放せられる波長の問題でございますが、法の制定を予定して現在出願中の三十有餘の会社に若し事業を許すとしても、波長の關係からいへば弱小な地方小放送会社の域を出ないといふ形が出て来るのではないかと、到底日本放送協会の敵ではなく、科学技術の発達を促進する体の自由競争などとは思ひもよらない。若しあるとすれば、これら一般放送事業者の血みどろなお互いの競争維持のせり合ひだけである。私はこういうふうな見解に立たざるを得ないのでございま

す。又企業の独占排除にならないといふことは、次のことからも私は言い得られるのではないかと思います。このことは二月一日の本院における公聴会におきましても、公述人から公述されるところでございしますが、一般放送が認可せられても、これらの業者達は広告による収益を以て果して経営できるかどうかという問題でございします。現在日本の国内において支拂われておる広告料の総額というものは大体八億圓、そのうち放送の部分に廻つて来る広告料として見込まれておりますのは一割二、三分の約一億圓程度、従つて月割としては九百萬圓、これを許可せられるところの三十幾つかの放送会社が分け合うということになりますと、一会社月三十萬圓、協会は御案内のごとく月額三十五萬圓の聴取者が八百四十萬圓、これは月収が一億九千四百萬圓、一放送事業会社の収益は協会の千分の一という、こういう状態で果して企業独占の排除と言えるかどうか。独占の排除ということは單にその仕事をちよつと分けてやるということではなくて、開放されたその事業について十分に経営して行けるという形で、そうして自由競争を可能にするという状態ではない、これは却つて又再び集中化の方向に必然的に落込んで行かざるを得ないと思ふが、これに対して政府はどういう見解であるか。又一般放送事業者に関する法令はたつた二條だけに終始しているが、政府はこれによつて業者の創意工夫如何によつて自由無制限開拓を予想したためであると言ふけれども、むしろこれは好意のない無計画、無方針から来たものではないか、こういう点についても併せて御答

弁を願ひたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この民間放送の問題は、千葉君も御承知の通り、米国では多少発展しておりますが、まあ英國は独占のコーポレーションでやつておりますし、世界にもこの民間放送が一つのコーポレーションと競争をして、完全にその目的を達成し得るかどうかがというところは甚だ疑問であります。従いまして今千葉君の御指摘のように、この民間会社が果して経済的に成立つか、立たぬかというところは大きな問題であります。併しながら我々といひましては、とにかくこの自由競争の正当な面を社会に現わすというところはやはりよいところである。但し経営を、單純な民間放送が出て、それが終始経営をいたしまして、そうして発達するというようなことはちよつと困難と思ひます。この点では千葉君と同じであります。併し民間放送の狙いは民間の広告料だけの狙いでありますから、ただ單に放送だけをやつただけでは恐らく当初は間に合いません。即ち欠損するのではない。例へば新聞社の人がその系統の子会社を作つて、そうして民間放送をやるといふ場合は、私は相當の経営ができるのではない。例へば現在の放送協会で聞くだけではいかにから見ると、発行する計画があるといふところから私もう思ふのです。放送新聞といふもの、放送といふ聞くと併せて、同じ考えを持つたいわゆる宣伝機関或いは報道機関が、これをタイアップして行くために国民の得る利益といふものは文化的に、経済的に

あらゆる面で相當な成果がある、こういうのが大体の狙ひであります。併し法律にもはつきり書いてあるように、この法律が通過いたしますれば、私の所管ではなくなりまして、それをどういう方法で許すかは一に監理委員会の委員諸君の考えで決まるんでありますから、私がここで許す場合を、許可する場合をどうこう申上げても、それと違つた結果が出るかも知れませんが、それとも、とにかく現在の我々共の構想ではそう考へております。更に民間放送に對してはただ二條だけしかなくて、殆んどこの法律がないと同じではないかというお話であります。この問題も今申上げた通り各国の例とかいふものははつきりしたものがございませぬ。従つてこういう規律をした場合には民間の方にはこういう利益がある、國民はこういう利益があるんだということははつきり掴めないし、況んや米国の例が日本に直ぐ持つて来ても必ずしもいい例ではないと思ふ。つまり人情、風俗、或いは政治的にも、経済的にも、社会的にも異なつた国情へ直ちにその効果を持つて来るといふこともどうかと思ひますので、いつそのこと、ここでは余り細かい規定をせず、民間放送を許しまして、苟くも規定に反しない限りは自由な立場で放送事業をやらして見て、次にこういう点は法律でどうすることが、民間放送がよければ國民大衆もよろしいのだという結論が出た場合に、そういう細かい規則は設けても遅くないじやないかという見地に立つておりますから、お話のように極めて不徹底な條文であります。それは認めて私共も出しておるんで、そこに却つて民間放送の創意と工夫に基

いた思ひ切つたことができるのではないかと、こういうふうにか考へるのであります。

○千葉信君 電波監理委員会の強力な統制が随所に散見されて、箇條審議に入りましたら、定めし問題になることが多々あると思ひますが、私の最も不審に堪えないと思ひますことは、起債の場合はとにかくといひまして、第三十七條によれば協会はその收支予算、事業計画、資金計画について電波監理委員会の監理下に統制されるようになつておりますが、ひとしく特殊法人にありましても、国鉄、専売等は大臣が予算或いは資金計画を見ることになつておるが、今度の場合その点に差別ができたのはどういふ理由によるかとございませうか。

更に又同じようにパブリック・コーポレーションという形になつておるにしても、国鉄、専売等は全額國庫負担になつておりますし、新らしくできる協会は一体何人の所屬になるものであるか。勿論國の出資でもなく、附則第七、八項によつても社員のものでもない。この社員には適當な金額で償還することになつておりますが、とにかく返還するといふことになれば、歸屬は社員のものでもなく、國のものでもなく、出資した社員のものでもなく、勿論勤務しておるところの協会の職員のものでもない。抽象的な國民のものになるという、全くの特殊法人という状態でありまして、この場合問題になりますことは、第四十二條の三十億の起債云々という問題でございまして、特殊法人という形の曖昧な、歸屬の明らかでない抽象的な國民全体のものなどという協会に、若しも独占的な形を

とつて三十億の債権者ができたりしたら、これは相當由々しい問題になるのではないかと。特に考へられるのは見返資金の問題でございします。この見返資金の問題につきましても、見返資金特別会計法に於ては大臣が同法の第六條が削除されたといふことを全然知らないで、今まで一年有半になつて削除された條項のままに同資金を運用して来たといふので、天下の物笑ひを買つたやうであります。そういう資金が若し入つて来た場合には、これはやはり國民が相當深く考へておるような協会の隷屬化といふやうな問題、或いは又延いては放送のモデル化、奴隸化といふ問題が現実となつて現われるやうなことがありはしないか。この点について大臣はどう考へになつておられるか。明らかにして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この法案が考へておる放送協会のいわゆる法人の性質の問題であります。私は大体日本専売公社、日本国有鐵道のコーポレーションと性格的には同じものと見ております。ただこの放送協会の今日まで發展した形が、御承知のように社団法人という形で、政府の出資がなくして發展して来ましたが、一方国有鐵道とか或いは専売公社は出資といふものは殆んど國でやつて来たのであります。そういう出資が民間であつたり、或いは社団法人であつたという原因は違つておりますが、結論においては両方のこの協会の性格は、日本専売公社或いは日本国有鐵道コーポレーションと同じものだと、こう考へております。従つて地方財政等におきまして、まだ地方財政法は正式に国会に出

おります。これは年五分で年限も決まつておる。その條件さえ満たせば、その他は何ら拘束を受けておらないのであります。恐らくこの三十億の見返資金が入る場合にも何らかの條件があると思います。千葉君の心配されるような條件が附いたら、あとで返してやればいいのだから、少しも心配はないと思います。

○千葉信君 大臣の答弁は非常に簡明直截でございますが、併しこういうことがここに考えられると思います。昭和二十二年二月、總司令部の月次報告に、アメリカの国民の負担において援助しておる問題については、当然その

税金を拂つておるアメリカ國民の發言權を確保すべきだというような意味の書簡があつたようであります。ごういう点については大臣はどういうふうにお考えになつておられますか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) この問題ははつきり研究したことはございませんが、そうしたことを聞いた覚えはあります。併しそれは要するに日本の復興、復旧について、アメリカ國民が自分の税を以て日本の復興をしておるのだという一つの誇りと、それから経済上の問題で、それを國民のために、日本というものはこういう程度まで復興したのだというマージナル・プランと同じ趣旨のものであると思います。従つてこれはお話のように、いわゆる援助物資というのは、貸しただけの援助という意味か、或いはそこに何らかの報酬的なことが入つておるかどうか、併しアメリカが現在日本に対する諸般の行動等から考えますというところ、これを餌にしてこの事業を、例えば隷屬化しようとか、植民地化しようというよう

な考えは毛頭ないと、私は考えております。

○尾崎行雄君 私の質問ではなくして御相談ですから、極く気楽に聞いて頂きたい。先程からのお話、又一般の話の聞きましても、この放送法案ではNHKを放送協会としてやつても非常に独占的な非常に有利な立場になり、一般民間放送会社は非常に困難であるという事はどうも輿論のようであります。そこでただ競争としては、そういうふうにならうと思つてあります。が、協力一致してやる方法がないものか、それはこの前もお話をしたのでございしますが、大臣がおられませんか、だから、そのことをちよつと繰返しますが、つまり放送協会は第一と第二の波長を持つてゐる。その外はA、B、Cの会社の特許を持つてゐる。その場合に各A、B、C会社が自分で放送局を持たないで、放送する方は放送協会に任せて、そしてA会社が例えばいろいろな材料を以て編集して、そしてそれを放送協会に持つて行く、そしてAという会社が持つたとすれば、そのAの波長で放送協会が放送して呉れる。放送協会は今の少し整備をすれば、非常に各所に放送局を持つことができれば、そこで楽になりましょう。そこでやらせるというような式にしたならば一致協力してやれるのじやないか。そういう案は今までお考えになつたのでありまじやうか。そうしてそれが駄目だというので、これをなすつたのでありまじやうか。どうもそうするとやつて行けるように思ふのでありますが、一々放送局を持つという事は大変だろつと思ふのです。

これは外の、出版界などを見ますとそうなつてゐるのです。新聞社は別として、外の出版会社は改造にして、中央公論にして、みんないろいろ編集して、それを印刷会社に印刷させて、そして製本をして出して、やはり自分のところで出版する。あの調子でやることはできないのでしようか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) 技術的なようですから、ちよつと政府委員から一つ……。

○政府委員(網島駿君) 今のお尋ねのようなり方につきまして、勿論私共もいろいろ研究し又議論したこともありますが、現実問題といたしまして、そういう形をとりますと、結局今の放送協会が設備会社というような性質のものになつてしまふと思ふのであります。外にプログラムを編集し、それを一般に放送する会社なり、機関がありまして、そしてそれをただNHKという設備を通して送るという、その設備を使うために何がしかの使用料を拂つて、そして設備を使わせる形になつてゐるものであります。そうなつて参りますと、NHK自体が自分で或る種のプログラムを組むというものがむずかしくなつて来ると思ひます。自分の設備を持つて自分のプログラムを組む、自分の放送をやり得るところへ、外から又プログラムを作つて、そこで設備を借りてやるということになりましても、そこに公平な取引といふものが行われにくいのではないかといふことが議論になつたわけでありま。勿論その場合にNHKはプログラムを自分で組まないのだ、ただ設備を使わせるだけだということであれば、問題ではないのであります。

が、今お話ししたように、自分もプログラムをやるのだということになれば、どうしても設備を持つてゐるところが一番強いのでありまして、新聞社の例を申上げてどうかと思ひますけれども、やはり強力な設備を持つて編集し、新聞を発行してゐるところへ、その設備を借りて印刷して貰うということになれば、どうしてもその間の関係がフェアな競争的な立場に立ちにくいといふのが現状の姿じやないかと思ひます。従ひまして私共といたしまして、そういう考え方を決まして、併し今お話のあつたやうなり方ではないに、或る種の番組の編成だけをやる一つの会社なり、企業体というものができて、その番組をNHKなり、或いは他の民間放送に売込むというやうな組織は勿論考えられると思ひますが、私の感想ではアメリカの例なんか見ましても、そういう事業は今後生れるものではないかといふふうに考へております。

○尾崎行雄君 そうすると、今の御答弁では私共が込めないのでありますが、放送協会はやはり第一、第二と並んで今のやうなことをどん／＼やつて一向差支えない。外のものはただAなりBなりの波長を持つてやる。但し広告をどんなにかけるというところで、違つて来ますから、この案ならば一般民間放送会社非常に負担が軽くなるというだけの特典で、NHKの方に一向差支えのないやうに、ただNHKで例へば波長がA、B、Cの別のものであつても、広告放送をNHKで、放送局でやるというものは、四十六條が何かに差支えがあるといふのなら別問題であります。四十六條の広告放送をどんなことをしてもやつちやいかんといふのはこれはどういふわけなのか、この前にも申上げたのですが、その意味なのです。

○政府委員(網島駿君) 今の御質問は、放送協会が現在通り仕事をやつておつて、そして新しく民間会社ができたときに、放送協会の設備を借りてやつてやるというお話だと思ひますが、その場合には私共といたしましては、先程お話し申上げたやうに、協会自体の自分の設備を持つてプログラムを作つておるのですから、協会としては一般大衆に対して最もいい時間を民間放送会社に分けるということに対して難色を持つ場合もありまじやうし、この間のプログラムの配分といふものは相當むずかしくなるのじやないかといふふうに私共は考へるのでございします。

○尾崎行雄君 ちよつと分りませんで、波長が違ふ、A、B、Cと今まで放送協会がやつておらない波長をそれぞれ持つておられます。それで頼むのであります。でありますから、別な波長でやるから、放送協会は一向差支えないのじやないでしようか。

○政府委員(網島駿君) 波長が別ということになりま。放送協会が新しい波長を使つて新しい設備を作つて、そして民間放送会社に貸すということであります。

○尾崎行雄君 そうすると、つまり放送局を銘々持つと大変ですから、今までの大設備を持つておる放送協会がそれらをすつかり準備してやるということでありま。

○政府委員(網島駿君) その点につきましては、私共としてそこまで放送協会にやらせようといふことは考へたことではないのであります。と申しますのは、実はやはりそういうことになりますると、個々の一般民間放送に使わせるための貸し賃と申しますか、その問題をそれからNHK自体がやはり放送を続けるために聴取料との関係などが非常にむずかしくなるのじやないかと私共は思ふのであります。従ひまして先程申しましたやうに、ただプログラムだけを売込むという程度のことなといふふうに考へております。

○尾崎行雄君 今のは尚一つ練つて頂いて、私もよく考へて見ますが、練つて頂きたいと思ひます。

○政府委員(網島駿君) 承知しました。○尾崎行雄君 それでは今ちよつと話が出ましたが、広告、他人の営業に関する広告の放送といふことであります。が、放送をしてはならないといふこの規則は、これは現在も行われておるものであります。

○政府委員(網島駿君) 現在は政府の行政命令で広告放送をしてはならないといふことになつておりますから、できないことになつております。

○尾崎行雄君 そうすると、昨晩やりましたのは、これなどもどう判断されますか、大臣もお聞きになつたと思ひますが、昨晩日曜娯楽版といふのがありまして、その中に、ごく梗概を申しますと、或る大臣が非常に議会でいじめられたか、委員会でもいじめられたか知りませんが、むしやくしやしてあります。そこには秘書の人が来まして大臣に、これから一つ映画を見に行きまじやう。それはいい、どこへ行

か、何とこのを見るのか、「赤い靴」と言つたら、はあ、赤はいかん、赤はいかんと言つたというのが昨晩のあれに出ておりました、これなども私共には直ぐあつた「赤い靴」の広告だといふふうに見えるのでありますが、それを広告と見るかどうかというのは、どれくらいに境界まで感じられるか、一つ……。(笑)極く常識的にも昨晩のは確かにどうも私は広告と感ずますが、どうでございませうか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) そういう問題は常識問題になつて来ますが、例へば特定の広告主から依頼を受けて報償契約をしまして、そうしてやるのが広告放送と思ひます。今のようになつて芸術のテクニクが何かで、偶然そこへ出て来たのは広告放送とは思ひませんが、私もそう思ひます。これは分りませんが、要するに広告放送というのは、広告主があつて、その人から註文を受けて、それに対する一定の報償契約をして、そうしてその人の宣伝をしてやるのが広告放送で、今お話のように誰か頼まれてゐるのも何でもないが、たま／＼一つの番組、或いは芸術の範囲内において三越が出ることもありませうし、或いは国技館が出ることも、いろいろありませうけれども、それはそれを宣伝するのが趣旨でなくて、むしろ芸術の方を主とするといつたものは、広告と考へられておらないといふやうな常識しかないのじやないかと思ひます。

○尾崎行雄君 もう一つだけ。次に、これはこの前もちよつと触れたのでございませうが、いろいろの法案を大体拜見して見ますと、どうも我々一般聴取者

者に関するものがないように思ひます。専ら放送する方だけで、放送法案、電波法、電波監理委員会設置法案というものでなく、何とか受信法案とか、聴取法案とかいふものがあつていいように思ひますが、その内容は、実は受信機の製作者を保護奨励して、一般大衆にいいものを安く與へるということ、これが非常に一番大きな問題ではないかと思ひます。放送法案の一番初めに、放送を公共の福祉に適合するように規律し、と書いてありますけれども、實際はただ放送をどん／＼されても公共の福祉には余りならぬのであります。

日本の今放送局の事業を見ますと、約七百六十万個の受信機が日本全国にあるように書いてあります。莫大なものでは四球の国民型受信機といふ、どんなか知りませんが、大体私なんぞの持つてゐる程度のだらうと思ひます。ところがこれは辛うじて第一と第二が分離できるくらいで、この外に幾ら波長が出て来たところで実は聞えないのであります。笛吹けども踊らずで、幾ら放送されても聞えない。実は国民大衆の利益にも何にもならぬと思ひます。これを直すためには政府はみんな高級のいいものを與へなければならぬ。例へば今大体一万円くらいするやうでありますが、若し七百六十万が一万円のも

のを買つて七百六十億円になります。これが、半分としても大きなものです。これだけの莫大な費用を国民負担にさせることになるのであります。これはどうも何もそれについて考へておられないといふのは少しおかしいと思ひます。それで何とかしてそれには製造業者を十分に保護奨励し、我々には何か

月賦とか何かでも買えるやうにするやうな方法を考へて頂きたい。そういう法案をお作りになる御意思はありますか。

○國務大臣(小澤佐重喜君) それではむづかしい問題で、できるだけ尾崎さんの言われるやうに、受信機が安く一般大衆が何人でも受信できるやうな設備が望ましいのであります。現にテレビジョンが日本に發展しないといふのは、機械そのものはできておるのに、機械が高過ぎるからといふのが現在日本で科学的には可能であつて、経済的には不可能になつてゐる。それを

お話のやうに製造家、メーカーに対して補助金でも與えて安くするということになりまして、丁度今の補給金制度みたいなになりまして、むしろ物価対策になつて来るのじやないかと思ひます。あります。で、私の考へとしては、上から補助をやれば、それだけ税金を余計とらなければならぬのであります。から、そういう産業の發達の仕方ではなくて、できるだけ生産業者の自主的な發展を期待しまして、技術や、その面の点についての指導は現在でもやつておりますけれども、経済的に援助してそれを安くするといふやうな形は、一般物価に対しても現在御承知のやうに統制を外しておりますから、これはこれと全然別個な考への人であります。が、現内閣はできるだけそういうものは外して、そして民間の正常な自由競争によつて、漸次そういう物が安く国民の手に入るやうに考へておりますから、放送法案というよりも結局物価対

策の問題になると思ひます。

○小林勝馬君 一般質問を打切る意味ではなくて、私は逐條質問をして行つておる間に一般的の質問に変わることが出来るのじやないか、かように考へますので、私は逐條的に質問して行きたいと思ひます。微々たることまで出て来るかと思ひますけれども、立案当局が最初から描いておられる考へを率直に漏らして頂き、我々の審議並びに修正その他の資料にさして頂きたい、かように考へますので、簡明に一つ御答弁を初めからお願いして置きます。

先ず電波法案から質問申し上げます。思ひますが、第二條の第四号におきまして、無線設備云々とありますが、從來はこの無線電信法におきましては、通信、通報、そういうものが主であつて、設備まで入つておらなかつたやうに考へておりますが、これに入れられた理由を承わりたい。六号に無線従事者という指定名称を使つておられるが、これは一般的な名前であるべきであつて、この法案には特に無線従事者というふうに限定されてゐる。無線通信士とか、そういうことではなくて、無線従事者といふふうにはつきりと指定名称にされておる御理由を承わりたいのです。

○政府委員(網島駿君) 無線設備の点に對しましては、その第二條に挙げたこの言葉が全部そうであります。が、この法案の中でしば／＼出て参ります。生ずるという虞れのあるものを、ここに抜き出して定義を付けたのであります。従ひましてここに取上げたから特別な意味があつてどうのこうのといふことではございません。

それから第六号の無線従事者でござい

ますが、これはこの法案にもございします。従來の無線通信士といふ一本の名前のものが、通信士の外に技術士、或いはアマチュア無線技士といふいろいろ／＼な種類のものが出て参りまして、それらを一纏めにして、この無線設備の操作を行うもののいろいろ規定、或いはその他の條文を作成する必要がありますので、その場合に、やはり解釈を統一するためにこの「無線設備の操作を行う者であつて、電波監理委員会の免許を受けたもの」と呼ぶ。即ちただ単に無線の機械を持つておつても、この電波監理委員会の免許を受けなければ、この法案では無線従事者とは申さないことにしたのであります。

○小林勝馬君 私の質問は後日で結構と思ひますが、新谷議員から大臣に質問があるやうでありますから、ちよつと私は中断いたしました。新谷君に譲りたいと思ひます。

○新谷實三郎君 大臣がお見えですから三つ四つお尋ねしたい。先般の委員会で大臣がおられませんでした。が、電波監理長官にお伺ひして一応御返事を頂いたのであります。が、放送法案を見ますと、至るところに国会の承認或いは委員会の同意を得なければならぬといふ規定があるのであります。これは只今の法制から言ひまして前例のあることでございしますが、中には殆んど前例のない程度にまで国会の承認なりが広く解釈されております。例えば日本放送協会に対する監督の問題であります。が、電波監理委員会を通じて、予算から事業計画の詳細まで国会

に提出され、承認を経なければならぬということになつておるのであります。ここまで参りますと、一体立法権と行政権というものがどういふふうに分野に考えられるか、どういふふうな分野に考えられなければならないかという問題で我々としては考えなければならぬと思つております。特に事業計画等につきましても、この事業計画が正しいものであるかどうか。適当なものであるかどうかを判断するならば、絶えず日本放送協会の事業の執行の仕方及びその当該年度における事業の進捗の状況、来年度における計画というものを一連のものとして考えて行かなければできないと思ふ。これは立法院としては容易にできないことで、恐らく他の部門におきましては、行政官庁が担当しておる事項に属すると思ふのであります。この点については、私結論的にまだ行過ぎであるということを、立案當時にその点までお考えになつたであらうか。又お考えになつたと思ふ。つまり、この法律案の程度まで国会がいわゆる行政部門に干渉して行つていいというお考えでありました。この点は相当重要な問題と思ひますので、特に大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

それから次に、やはりこの法律案にありますが、日本放送協会の主たる事業の中で、第六に「ニュース及び情報を他人に提供すること」という項目がございます。もとより日本放送協会がこういうニュース及び情報を他人に提供するということは絶対にしちやいけなないということは考えられません。これはアメリカ等の例におきましては、若干のニュースの提供をやつてお

るようであります。併しながら前の法律案、第二国会に提案されました法律案によりまして、「ニュース及び情報を蒐集し並びにニュース提供機関を設け又はこれに参加すること。」「恰も日本放送協会が放送事業を経営すると同時に、通信社を経営するがとき字句が挿入されておつたのであります。この点につきましても、現在の日本の言論界を見まして、日本放送協会が聴取料を主たる財源としておりまして、ここまで進出することが言論界の自由発達のために適当であるかどうかという点につきましても、委員会でも相当論議があつたところでありまして、字句は變つておりますが、よく見ますと、内容的には前の法律案のときと殆んど同じような事業もやれないことはないといふふうに見るのであります。そこま

で参りますと、私は多少の意見があるのであります。この点につきましても、今度の法案ではそういう通信社を経営する、例えば海外に特派員を出して通信を集めて、その集めた通信を他の言論機関に売るといふような事業までやらせることができるかどうか、この点につきましても御意見を伺いたいのであります。この第七條の日本放送協会の目的から申しまして「公共の福祉のために、あまねく日本全国において受信できるように放送を行うことを目的とする。」「というのが日本放送協会の目的であります。この目的から言ひまして、ニュースを集めることは、これは公衆の福祉のために勿論やらなければならぬことだと思ひますが、集めたニュースを他人に売捌くということ、この目的から言ひまして多分その範圍外に属するのでないかと思

うのであります。この点につきましても大臣の御見解を伺いたのであります。

もう一つは、この放送事業に対する将来の政策の問題であります。只今は公営によつて放送し、放送を聞くというものが主たる問題でありまして、相手がアメリカ等の例を見ましても、相当近い将来にこれは段々テレビジョンの方に移行して行かなければならぬと考えるのであります。又そういう政策をとらなければならぬと考えておるのであります。この放送法案によりまして、勿論テレビジョンだけを取上げて特別の保護をし、特別の助成をするという規定がないのは当然であると思ひますけれども、政策的に見ましても、テレビジョンの急速な普及発達のために、当局としてはどういふふうな具体的な政策を策行せられるおつもりでありますか。又今度の放送法等の施行によりまして、テレビジョンの発達のために、どういふ條文がこれに関連して特に強力に策行されるのであります。このテレビジョンの問題は私から申上げるまでもなく、大臣御承知と思ひますが、現在アメリカにおきましては、娯楽方面は勿論のこと、一般の社会教育方面にも相当広く活用されております。我が国におきましても、ここ数年の間にしまして、できるならばテレビジョンを実用化して、民衆に普及して行くことを考えるのが当然だと思つております。この点につきましても御意見を伺いたのであります。

最後に、これは大臣の場足取りをするつもりではありませんが、先程營業に廣告に關しまして御答弁がございまして、それによりまして、私の聞き違ひかも知れませんが、營業廣告というものは、廣告主から頼まれてやる場合に營業廣告になるので、頼まれたくないやうな場合には營業廣告にならないのだという趣旨の御答弁であつたかと思ひます。そうなりますと、放送法案の第四十六條に書いてあります「いかなる表現によるかを問はず、他人の營業に關する廣告の放送をしてはならない。」とありますが、この「他人の營業に關する廣告」というものは、これは客觀的に決まつたものかと思ひます。それが廣告主から頼まればよいが頼まれまいが、客觀的に見て他人の營業に關する廣告であれば、それは日本放送協会では行なつてはならないのだし、これが民間の放送会社と仕事の分野を画する一線であると思ひます。この点は法律論になるかも知れませんが、或いは政府委員からでも結構ですが、そういう大臣がさつきお述べになつたような解釈が、この委員会でも有權的解釈としてそのまま承認されますと、あとで運用上非常に困つた問題がでると思ひます。一つその点を明確にして置いて頂きたいと思ひます。

以上四点についてお尋ねいたしました。○國務大臣(小澤佐重喜君) 第一の質問ですが、余り放送協会は監督が嚴重で、而も最後の点においては国会が一々承認を求めるといふ姿は、却つて放送協会の發展のためによくないじやないか、こういう御意見であります。これについては立案當時にも政府部内に非常な意見があつたのであります。つまり国会が關係し、又監理委員会も高度に余り拘束するということ、いわゆる放送の自由ということに対しては相當の疑問があるのではないかと、いろいろな議論がありました。問題はいくういふことになつたかと思ひます。従来の民間自身に任しておつた放送事業を、今度本當の國營としての保護を與へまして、いろ／＼な免稅をやり、その外に放送料も独占させるといふようなことになりまして、いづれの地域を問はず民間放送は放送料も取れない。又料金を納めなくてはならないという立場におると、これは單に放送事業と言へば、公共性、官營の色彩を帯びておるので、従つて官營といふことになつて来ると、或る程度最終的の監督は國權の最高機關である国会がやるのが至當ではないか、こういう見解が發表されて、さういふふうになつたのであります。お話を余りに余り微細な点にまで一々國會が出たり、或いは監理委員会が殆んど監督を嚴重にして、經營委員会、或いは放送協会の自主的な運営を害するといふような場合もあり得るのであります。併しながら、これを放任しておるといふことは、一つの國有財産的なものであつて、國民の經濟の調査、監督はしなくてはいけないと思ひます。所論のお考え方は、どこまでが一体公共的關係であるか、國會その他の政府が監督を嚴重にするか、又どの程度までに民主的に運営させることによつて、放送事業が本来の目的を達し得るかという、程度の差になつて来るかと思ひます。従つて我々といひまして、必ずしも原

案でありますところの姿は全般的にいいという議論を申し上げるのではありませんが、二つの思想の問題が程度問題になつて来まして、最後にこの程度に政府が結論付けたような次第であります。併しながら今申上げました通り、この点についてはいろいろ政府部内においても纏まるまでには非常な大きな意見があつたのでありますから、国権の最高機関である国会は、この程度は行過ぎだというような場合には、どうぞ国会で然るべくお願いしたいと考えております。それから第二の問題は、これは政府委員からお答えすることにいたします。第三のテレビジョン問題であります。私前にお話ししたしました通り、テレビジョン時代というものは近く来ると思ふのであります。又来なければならぬと思ふのであります。併し現在の技術面における日本の現状では、現に新谷さんが御承知の通り、放送局では実験もしておれば、立派に効果を収めておるのであります。受信機が非常に高いために、仮にこれを売出したところで買手も殆んどないのではないかと、これが隘路の一点になつておりますが、これはこの製作面にも、亦技術面にも検討を加へまして、極く低価で一般消費者に配布できるようにいたしますれば、当然このテレビジョン時代というものは急速に展開するだらうと思ふのであります。従つてこの法案は、テレビジョン時代が来たときを予想して、直ちにこの法律で放送ができるような構想の下に、この法律はできております。それから広告の問題であります。これは政府部内で議論したものでなくて、たま／＼今そういう議論が

出ましたので、僕の直感で申上げたのであります。まあここに四十六條の「他人の営業に関する広告の放送をしてはならない。」というところは、結論から申上げますと、民間放送を保護する趣旨からここにできたのであります。民間放送を保護するといふことは、同じ放送協会が独占企業体にも拘わらず、民間放送に類似したことをやる。そうして何か自分の放送事業の有利になることを考えてやつてはならぬということになつて来るのであります。要はその放送料金を……実際に放送料金を取る場合が、併し理放送だと思ふのであります。併し理論的に根拠するときは少しずいと思ふのであります。要するにこの放送の趣旨が、広告を主としてやる放送が、先程申上げました通り芸術の一環の現われとして、例えば劇の中に三越に品物を買に行くといつたところで、直ちにこれは広告だといふことは言えないと思ふのであります。これは殆んど常識の解釈で、その場合々々で検討するより外ないのであります。要は広告が主となつた放送か、或いは広告が主とならないのだが、他の芸術面の一端として、そういうものがたまたま出て来たという点で判断すること。原則としては広告とは何ぞやと言へば、広告主が申込んで、それに応ずるといふ姿が通俗的な広告でありまして、放送局が一文も貰わないのに、それを広告してやろうという問題は起つて来ないと思ふのであります。特に内々で放送員が、君のところどころいうものをちよつと現わして呉れというこ

とで、表面上は金は一文も貰わないで、運用上はやる場合がないとは言えないと思ふのであります。併しこれは一つの運用上の特殊な行為でありまして、これは稀に見る場合であると思ひますが、そういう関係で、理論的に広告放送とは何ぞやと言へば、まあ広告を主たる目的としてなす放送は広告放送である。芸術の一環としてたまたま三越あたり、或いは帝国ホテルというようなことが出たからといつて、勿論直ちにこれは広告といふことは言えないのじやないかと、こういうふうな考えを申上げます。あとの一点は政府委員から申上げます。

○政府委員(網島毅君) それでは第九條第二項第六号のニュース及び情報に他人に提供するということ。これに対する政府の考えを申上げますと、先程御説にもありましたように、第二国会に提出したその案には、ニュース機関に参加する云々という文字があつたのであります。今回これを取りましたのは、そういう言葉は先程お説のように、この協会自体が通信社類似の業務を持つという可能性を暗示するかのどこを誤解を生ずる虞れがありますので、それを直しまして「ニュース及び情報を他人に提供すること。」というふうにした次第であります。この意味は、この九條の最初にもございませうに、「第七條の目的を達成するため、」というところでございまして、協会が放送番組を編集するためにニュース及び情報を集めなければならぬと、それがその集めるために、何と申しますが、交換条件で、自分の集めたニュースも他人に提供してやる。即ち放送番組を編成するためのニュースを作るために、ニュースを取材するために交換してやるという程度の意味でございまして、これを範囲を抜けて、ニュース提供機関というふうな事業まで進むという考えは持つておらないのであります。

○新谷寅三郎君 大体御答弁を願つたのであります。尚念のために申し上げますが、そういたしますと、テレビジョンの關係につきましては、この法律案が施行されれば、やはりこの法律に規定するところから従つてテレビジョンを育成して行くという積極的な御趣旨のようでありまして、非常に結構なことだと思ふのであります。又この機会にテレビジョンの助長発達についての私見を申上げて御参考にした次第であります。それから最後の広告に關する点、これは法律論になるかと思ひますが、或いは政府委員からお答えになつても結構でございしますが、四十六條の第一項では「他人の営業に關する広告の放送をしてはならない。」とあつて、第二項によつて「前項の規定は、放送番組について著作者の氏名又は名称を放送することを妨げるものではない。」といふことを書いてあるようであります。この第一項と第二項との關連を考えますと、その第二項に規定してあるのは、これは本来であれば営業に關する広告になるかも知らんけれども、これは構わないという趣意だらうと思ひます。そういたしますと、第一項の「他人の営業に關する広告」といふことにつきまして、法律的にいろいろここで標準を考え、その範囲を考へるということではなくて、むしろ第二項に許されておるのは構わないけれども、これ以外のものは如何なる

る広告であつてもしてはならないというように法律の体裁としては考えざるを得ないのであります。それでよろしいのでしようか。政府委員からお答え願ひます。

○政府委員(野村義男君) お答えいたします。お尋ねの第二項の「放送番組について著作者の氏名又は名称」という言ひは、四十五條だけでは、第二項のようないふことができないといふふうな誤解されると困る。第二項はむしろ當然のことであつて、例えば音楽を演奏した場合において、演奏者の氏名を奏したとか、或いは著作物の名前、これはベーターグエンであるといふようなことを言わなければ興味津々たるものがないわけであり、言わなければならぬが、うっかり言うとなつて、本意のようないふものをお作り頂きたいわけでありまして、さう御了承願ひます。

○新谷寅三郎君 しつこいようですが……。そういたしますと、四十六條第二項は總則的な規定ではなくて、これは説明の規定だといふことになるようであります。

○政府委員(野村義男君) さうでございます。

○新谷寅三郎君 そういたしますと、先程大臣の言われたような、「他人の営業に關する広告」といふものについて、幅がどういふ範囲までそれに該当するかといふことを問題にせざるを得ないのであります。この点については細かい法律論になりますから、質問を留保して置きますが、御研究願ひます。

○委員長(松野喜内君) 外に質問がある

第十四部 電気通信委員会會議録第六号 昭和二十五年二月十三日【参議院】

つたら……。

○小林勝馬君 継続して逐條質問をいたします。第三條におきまして「電波に関する條約」ということに相成つておりますが、これは一九四八年のロンドン條約を指す條約なのか、又そうであるならば、これに加入する手続その他というふうによられておるか。尚又この條約の優先権というものをどういうふうにお考えになつておるか。最低の線であれば不利な面も出て来るし、上の面であれば有利な面も出て来るけれども、この優先権に対して政府はどういうふうにお考えになつておるか。

○政府委員(網島毅君) 御承知のように現在電波に関する條約は、一九四七年にアメリカのアトランティックシティで結ばれましたアトランティックシティ條約でございます。この條約は、その條約の大部分が昨年の一月一日から各締約国の間で効力を発生いたしました。現在世界各國の無線通信を規律する基本的な國際的規範となつておるのでございますが、この條約に關しましては、昨年の一月に我が國が正式に連合軍司令部の仲介を得まして加入の申込みをしたのであります。その後いろいろ變遷がございましたが、昨年の九月の管理理事國會議において最終決定を見まして、日本は正式にこの條約に加入いたしましたのであります。従いまして、現在の我が國は、この條約に關する限り他の國と同じような特権及び保護を受けておりますと同時に、又義務も持つておるわけでございます。従いまして我が國の憲法の條項にもありますごとく、我が國といたしまして、條約の條項はこれは一般的にどうしても守らなければいけないとい

うわけでありまして、その主な項目は、この電波法の中にも順次取入れられておりますが、條約に附屬してありますところの、いろいろの附則類につきましては、これは時々折々の主管長會議その他で以て改編されます。従いまして、これらのものを悉くこの法律に織込むということは不可能でありますので、そういう点も考慮いたしまして、この「電波に關する條約に別段の定めがあるときは、その規定による」という條項を特に入れた次第でございます。

尚この條約の優先権の問題について御質問がございましたが、條約の優先権と申しますのは、多分この電波に關する周波数の獲得その他についての優先権の問題じやないかと思うのであります。若し御質問の趣旨がそこにあるといたしますれば、この問題につきましては、この條約加入は各國平等でございます。このアトランティックシティ條約ができる前のいわゆるマドリッド條約におきましては、電波の獲得は各國の自由でありました。最初にその電波を使い出した國は、それを連合事務局に通告することによつてその優先権が得られたのであります。即ちこの國がその波長を先に使つたかということがいわゆる優先権ということになりまして、混信その他の問題、國際間の紛争が起きた場合に、その通告順序によつて裁定されたのであります。アトランティックシティ條約におきましては、この波長の割当は國際會議によつて相談して決めるということに方針が変えられました。従いまして現在この地で行われておりますが、この會議にそれらの参加國が加入いたしました

て、最後にそれを承認することによつて同等の權利を確保できるのであります。

○小林勝馬君 優先権の問題は、そういう優先権ではなくて、私の聞いておるのは、本法案と條約との問題で、條約の方が優先するというふうによつて解決されたことでも、條約において決められたことは條約を守るのか、こちらの方を守るのか、どちらを守ればよいのか、どうお考えかということですが、これによつてはいろいろ條約と關係が非常に、例えば人間の問題とか、それから何トシ以上設備しなくちやならぬというふうな問題が多数出て来ますので、それを聞いておるわけです。

○政府委員(網島毅君) ここに「別段の定め」という言葉がございますが、これは「別段の定め」と申しますのは、第一には條約の規定が電波法の規定において嚴格な内容を要求するところの趣旨を持つた規定である場合、及び第二に電波法が規定していないことを條約で定めておるといふ場合を申すのであります。そういう場合にはこの條約によつてやる。即ちお説の通り條約が優先すると申しますか、條約によつてやるということでありまして。

○千葉信君 先程の新谷委員の質問に關連する第四十六條の点であります。が、実はこういう條文というものがはつきりと考えが決まつておるときに、而もその考えに副わないような曖昧模糊とした表現であつては、あとで非常に困難な問題が起つて来るということにつきましては、これは最近における國鉄或いは専賣裁定の問題に關して、公共企業体労働關係法の第十六條の解

釈をめぐつても非常に大きな問題が、發生したと同じであります。あの條文の立案當時におきましては、少くとも立案當局の考えとしては、現在政府が考へておるような考えとは若干違つた考へ方に立つておつた。ところが條文の解釈のしようによつては、それと全く反対の解釈も可能であるというやうなことが付けが行われて、現在この裁定問題が非常に紛糾しておる。こういう点から考えますと、私はこの第四十六條の條文の表現の仕方につきまして、先程大臣の御答弁のような意向で若しこれを立案せられるとすれば、この條文はこういうふうによつて直さなければならぬ。後段の方ですが、他人の營業に關し、依頼を受けて広告料を取つて廣告の放送をしてはならない。こういうふうにならなければ、先程の大臣の答弁の通りに正確に表現したものにならない。私はかように考えざるを得ない。ところがこの條文は影響するところが非常に大きくて、一体どの点までが廣告放送であるか。どの点は若し著作權者の名前を出したり、或いは又營業箇所の名前を放送しても廣告にならないうというやうな、廣告自体の限界について明確にして置かなければ、あとで非常に大きな問題が起つて来る。例えばいろいろ職業について放送なんかの場合にいたしましても、若し放送することによつて広告料は貰つておらないけれども、非常にそれによつて受益する部分が多い。そういう場合には、結果としてそれは或る程度廣告放送の形において放送して貰う方が受益する部分が多い。こういうことも起つて来るわけでございます。特にこの條文の解釈如何によつては一般放送の

範圍というものが非常に違つたものになつて来る。そうでなくとも一般放送事業者の場合においては、はつきりと廣告放送を主とするという形になつておりました。その他の放送については、これは放送協會の独占的放送という形になつておりました。この條文の解釈如何によつては、一般放送事業者のなし得る範圍というものは非常に變つたものになる。こういう点を考えますと、私はこの問題について、先程大臣の御答弁のありました点を、この次の委員會で速記を見た上でもう一度私も新谷君と同様に、この問題について検討したいと思ひます。こういう点を申上げて、本日は質問を留保いたします。

○委員長(松野喜内君) 本日の質疑はこれで打ち切ります。本日公報に掲げてあります連合委員會に關する件をお諮りいたします。

○小林勝馬君 文部委員會におきまして、連合委員會を持ちたいという決議がされております。併しこの放送法案その他の法案に對しましては、文部委員會のみならず運輸委員會、内閣委員會その他の委員會から非常に關心を持たれておる法案であるために、今後連合委員會を一々応じておつた場合には相當の日時が必要かと存じますので、質疑のある方はこちらの委員會に御出席になつて質疑を續けて頂きたい。こういうふうによつて取選んで頂くように、委員長に向うの委員長に御交渉願ひたいと存じます。

○委員長(松野喜内君) ちよつと速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(松野喜内君) 速記を始めて下さい。

○小林勝馬君 只今連合委員会を持たない方が非常にこの審議に便利じやないかと申上げましたけれども、内閣委員会と次の機会に連合委員会を持つことに相成っておりますから、その際文部委員会も御出席願つて連合委員会を持つことにいたしたいと思ひますが、お諮り願ひたいと思ひます。

○委員長(松野喜内君) 只今の小林委員の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野喜内君) それじやさう取計らうことにいたします。次の十五日に、今小林委員の言われた通り、設置法案については内閣と、放送法案については文部と連合委員会を開くことにいたします。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(松野喜内君) それではさういうことに決定いたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後三時二十一分散会

出席者は左の通り。

委員長

松野 喜内君

理事

橋本萬右衛門君

委員

小林 勝馬君

大島 定吉君

尾崎 行輝君

新谷寅三郎君

千葉 信君

国務大臣

郵政大臣

電気通信大臣

政府委員

電気通信監

山下知二郎君

電波監理長官 網島 毅君
電気通信事務官(電波法) 野村 義男君
規経済部長)

二月十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、郡山市に福島電気通信部設置の請願(第五八七号)

一、郡山放送局の放送設備拡張に関する請願(第五八八号)

一、電波管理委員会設置法案中一部修正等に関する請願(第六二五号)

第五八七号 昭和二十五年一月二十八日受理

郡山市に福島電気通信部設置の請願 請願者 福島県郡山市長 木間 善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

電気通信上福島県における郡山市の位置と事情は群馬県における高崎市の條件と同一であるから、群馬電気通信部が高崎市に所在すると同一理由により、郡山市に福島電気通信部を設置せられたいとの請願。

第五八八号 昭和二十五年一月二十八日受理

郡山放送局の放送設備拡張に関する請願 請願者 福島県郡山市長 木間 善庫外一名

紹介議員 橋本萬右衛門君

日本放送協会郡山放送局は、福島県の最中央部に位置を占めてゐるが、同県が全国第二の広面積なるため現在の三百ワットの放送設備では全県下に聴取せしめることができず、ことに選挙放送の際には県内立候補者の政見発表放送は聴取不能であつて隣県の放送のみ

が聞える地域も少くないような状態で、文化の向上と民主政治の発達に支障をきたしているから、本局の放送設備を一キロまたはそれ以上に拡張せられたいとの請願。

第六二五号 昭和二十五年一月三十日受理

電波管理委員会設置法案中一部修正等に関する請願 請願者 東京都中央区日本橋呉服橋二ノ三日本、かつお まぐろ漁業者協会内 横山登志丸

紹介議員 小林 勝馬君

無線の長足な進歩に伴い、その利用分野は各方面にわたつてゐるが、ことに漁業界における普及改善はいちじるしく、水産業の発展に大きな貢献をした。しかるに今回の電波管理委員会設置法案は、必要以上に法的拘束をする傾向があるから、(一)農林水産関係に広い知識を有する委員を選出すること、(二)小型漁船に対しては免許の有効期間を附さないこと、(三)免許の申請手数料を低廉にすること等の点について同法案を改正せられたいとの請願。

昭和二十五年二月二十一日印刷

昭和二十五年二月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所